

社会人の皆さん

東京都教員経験者の皆さん

教員免許を  
お持ちでなくても  
受験が可能に！

# 社会人から、 東京都の先生を 目指しやすくなりました！

「学生の時に夢を断念した」「民間に就職したけど教員になりたい」  
社会人として働かれている皆さんが、より受験しやすくなるように  
東京都では選考方法の大幅な見直しを行いました。

また、東京都の教員経験者の皆さんの  
「また教壇に立って子供たちに指導したい」という思いを実現できるよう、  
受験しやすい制度にしました。  
ぜひ皆さんの夢を東京都で実現してください！

〳〳 現時点での教員免許は必要ありません！ 〳〳

変更ポイント

1

## 社会人特例選考における年齢要件緩和

社会人特例選考の年齢要件を40歳以上から25歳以上に引き下げました。  
社会人特例選考受験者のみが希望できる免許取得期間猶予の対象者を拡大しました。

### ✔ここがメリット！

「社会人特例選考」の年齢要件が大幅に引き下  
げとなり、**教員免許なしでも受験できる免許取  
得期間猶予の対象となる方が拡大し、民間企業  
からの転職希望者等が受験しやすくなりました。**

### ✔対象者

年齢が25歳以上で社会人経験が2年以上ある方  
※ただし、受験に必要な免許状を取得済みの方又は令和6年4月  
1日までに取得見込みの方は免許取得期間猶予を希望すること  
はできません。

選考合格後に教員免許取得でOK！



### 免許取得期間猶予とは？

通常、選考年度の翌年度の4月1日までに免許を取得する必要がありますが、免許取得期間猶予者  
は、選考合格後2年以内に取得すれば、免許取得後に採用となります。  
このことにより、民間企業からの転職希望者等も、採用選考合格後に安心して教員免許取得ができ  
る仕組みです。

変更ポイント

2

## 東京都教員経験者のカムバック採用を始めました！

一次選考を免除するカムバック採用を新設しました。

### ✓ここがメリット！

途中退職した東京都公立学校正規教員経験者で要件を満たした方は、一次選考が免除され、**教育現場に復帰しやすくなりました。**

### ✓対象者

過去に、東京都公立学校の正規任用教員として、3年以上の勤務経験があり、退職時と同じ校種等・教科(科目等)で受験する場合で、退職後10年を経過していない方(令和5年度実施選考においては平成26年3月31日以降に退職した方)



変更ポイント

3

## 社会人向け任用前研修を導入

任用前に学び直しができる講習を新たに開設します。

### ✓ここがメリット！

事前に講習を受けることで、採用に向けての不安を解消し、**安心して着任できるサポート**が受けられます。

### ✓対象者

ペーパーティーチャーや他の職に就くなどで教育現場から離れていた方



その他の詳細は、令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考(6年度採用)実施要綱をご覧ください。



## 東京都公立学校教員採用ポータルサイトの案内

働き方改革を進めています！



東京都教育委員会  
Tokyo Metropolitan Board of Education

お問い合わせ

東京都教育庁人事部

03-5320-6787